

第2節 事後調査

予測及び評価の結果、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、動物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の11項目については、環境影響の程度は小さいと判断されたことから、事後調査は実施しない。

植物については、環境保全措置の実施により環境影響を低減できるものと考えられるが、その効果に不確実性があることから、事後調査の対象とした。

事後調査の手法等は、表9.2-1に示すとおりである。

表9.2-1 事後調査の手法等

調査対象項目	植物:コギシギシ
調査理由	コギシギシの生育については、科学的知見が不足しており、不確実性が大きいと考えられることから、播種後における生育・繁殖状況を確認するため。
調査方法	調査項目：生育状況、生育環境の状況 調査方法：現地調査による個体の確認 調査時期：春季 調査期間：3年間を目途とするが、安定した種の定着が確認されるまでの時期とする。
環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針	予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得て、適切な措置を講ずる。
調査の結果の公表方法	調査報告書の作成時期、公表時期、方法等については、関係機関と調整しながら適切に実施する。
実施主体	「(仮称)茶屋新田土地区画整理組合」が実施するが、事業完了とともに同組合は解散することから、事業完了後も事後調査を行う必要がある場合は、関係行政機関である名古屋市が実施する。

第3節 環境影響の総合的な評価

都市計画対象事業について、影響要因の「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」における環境要素12項目（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等）を選定し、予測・評価を行った。

予測の結果、騒音、振動、動物、植物の各一部と悪臭については、環境影響の程度は極めて小さいと予測され、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されると評価された。

また、騒音、振動、動物、植物の各一部及び大気質、水質、地盤、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等については、環境影響の程度は小さいと予測されたため、環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されると評価された。

なお、植物については事後調査を実施するとともに、予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、必要に応じて専門家の指導・助言を得て、適切な措置を講じる。

各環境影響評価の項目の調査、予測及び評価の概要は、以下に示すとおりである。

環境要素	調査結果	予測結果																				
大気質	<p>・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 事業実施区域周辺に位置する大気汚染常時監視測定局である南陽支所の二酸化窒素と浮遊粒子状物質の測定結果は以下に示すとおりである。</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値は 0.043～0.045ppm であり、環境基準 (0.06ppm 以下) を達成し、名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値 (0.04ppm 以下) を達成していない。</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値は 0.066～0.085 mg/m³ であり、環境基準 (0.10mg/m³ 以下) 及び名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値 (0.10mg/m³ 以下) を達成している。</p> <table border="1" data-bbox="341 826 868 1234"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>二酸化窒素</th> <th>浮遊粒子状物質</th> </tr> <tr> <th>日平均値の年間 98% 値 (ppm)</th> <th>日平均値の 2% 除外値 (mg/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12</td> <td>0.045</td> <td>0.085</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>0.044</td> <td>0.073</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>0.044</td> <td>0.076</td> </tr> <tr> <td>H15</td> <td>0.043</td> <td>0.066</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>0.043</td> <td>0.071</td> </tr> </tbody> </table> <p>・降下ばいじん 港区国際留学生会館における平成 7～11 年度の降下ばいじんの年平均値は、2.1～3.4 t/km²/月である。</p>	年度	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	日平均値の年間 98% 値 (ppm)	日平均値の 2% 除外値 (mg/m ³)	H12	0.045	0.085	H13	0.044	0.073	H14	0.044	0.076	H15	0.043	0.066	H16	0.043	0.071	<p>(1) 建設機械の稼働 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) [年平均値] 建設機械の稼働による寄与濃度は、二酸化窒素が 0.00640ppm、浮遊粒子状物質が 0.00090mg/m³ と予測される。</p> <p>また、建設機械稼働時における二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値は 0.050ppm と予測され、環境基本法に基づく環境基準を満たしているが、名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値を上回っている。</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値は 0.078mg/m³ と予測され、環境基準及び環境目標値を満たしている。</p> <p>[1 時間値] 建設機械の稼働による寄与濃度は、二酸化窒素が 0.077ppm、浮遊粒子状物質が 0.016mg/m³ と予測される。</p> <p>二酸化窒素の予測結果は、予測環境濃度が 0.158ppm であり、中央公害対策審議会答申の指針値 (0.1～0.2ppm) の範囲内である。</p> <p>浮遊粒子状物質の予測結果は、予測環境濃度が 0.192mg/m³ であり、環境基準及び環境目標値 (ともに 0.20 mg/m³ 以下) を満たしている。</p> <p>(2) 建設機械の稼働 (粉じん等) 建設機械の稼働による季節別の降下ばいじんは、1.10～1.76t/km²/月であり、降下ばいじんに係る参考値 10t/km²/月 (生活環境を保全する上での目安である 20 t/km²/月から降下ばいじんのバックグラウンド濃度が比較的高い地域の値 10t/km²/月との差) を下回っている。</p>
年度	二酸化窒素		浮遊粒子状物質																			
	日平均値の年間 98% 値 (ppm)	日平均値の 2% 除外値 (mg/m ³)																				
H12	0.045	0.085																				
H13	0.044	0.073																				
H14	0.044	0.076																				
H15	0.043	0.066																				
H16	0.043	0.071																				

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>建設機械の稼働に伴う大気質による環境影響の程度は小さいと予測されるため、排出ガス対策型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う大気質の影響は、排出ガス対策型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>[年平均値] 二酸化窒素の予測結果は、日平均値の年間98%値が0.050ppmであり、環境基準を満たしているが、環境目標値を上回っている。しかし、建設機械の稼働による寄与は少なく、影響は小さいものと考えられる。</p> <p>浮遊粒子状物質の予測結果は、日平均値の2%除外値が0.078mg/m³であり、環境基準及び環境目標値を満たしており、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p> <p>[1時間値] 二酸化窒素の予測結果は0.158ppmであり、中央公害対策審議会答申の指針値の範囲内である。</p> <p>浮遊粒子状物質の予測結果は0.192 mg/m³であり、環境基準及び環境目標値を満たしている。</p> <p>基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p>	<p>なし</p>
<p>建設機械の稼働に伴う粉じん等による環境影響の程度は小さいと予測されるため、造成工事区域内における散水、施工方法の検討、建設機械の稼働の分散化、強風時の作業中止による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量の影響は、造成工事区域内における散水、施工方法の検討、建設機械の稼働の分散化、強風時の作業中止による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>

環境要素	調査結果	予測結果																		
<p>大気質</p>	<p>事業実施区域及びその周辺の道路沿道において大気質の現地調査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="328 398 874 880"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 398 579 510">調査地点</th> <th data-bbox="579 398 726 510">二酸化窒素 (ppm)</th> <th data-bbox="726 398 874 510">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 510 579 584">A 名古屋環状2号線</td> <td data-bbox="579 510 726 584">0.022</td> <td data-bbox="726 510 874 584">0.030</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 584 579 658">B 戸田荒子線</td> <td data-bbox="579 584 726 658">0.023</td> <td data-bbox="726 584 874 658">0.032</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 658 579 732">C 名古屋環状2号線</td> <td data-bbox="579 658 726 732">0.023</td> <td data-bbox="726 658 874 732">0.036</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 732 579 806">D 東海橋線</td> <td data-bbox="579 732 726 806">0.033</td> <td data-bbox="726 732 874 806">0.038</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 806 579 880">E 戸田荒子線</td> <td data-bbox="579 806 726 880">0.025</td> <td data-bbox="726 806 874 880">0.039</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 値は年平均値である。</p>	調査地点	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A 名古屋環状2号線	0.022	0.030	B 戸田荒子線	0.023	0.032	C 名古屋環状2号線	0.023	0.036	D 東海橋線	0.033	0.038	E 戸田荒子線	0.025	0.039	<p>(3) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 工事用車両からの寄与濃度の予測値は、二酸化窒素で 0.00001~0.00005ppm、浮遊粒子状物質で 0.00000~0.00002mg/m³である。 また、工事用車両の運行時における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.046~0.050ppm と予測され、環境基準を満たしているが、環境目標値については、すべての地点で目標値を上回っている。しかし、一般車両の寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えて求めた日平均値の年間 98%値は 0.046~0.050ppm であり、E地点南側では 0.001ppm 増加しているものの、他の地点では工事用車両を加えて求めた結果と変わらない。 浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.084~0.087mg/m³ と予測され、環境基準及び環境目標値を満たしている。</p> <p>(4) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (粉じん等) 工事用車両の走行による季節別の降下ばいじんは、0.02~2.42t/km²/月であり、降下ばいじんに係る参考値 10t/km²/月を下回っている。</p> <p>(5) 造成工事 (粉じん等) 年間を通じてビューフォートの風力階級 4 (風速: 5.5m/s) 以上の風速となる出現時間は 347 時間、出現頻度は 3.9%である。</p>
調査地点	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)																		
A 名古屋環状2号線	0.022	0.030																		
B 戸田荒子線	0.023	0.032																		
C 名古屋環状2号線	0.023	0.036																		
D 東海橋線	0.033	0.038																		
E 戸田荒子線	0.025	0.039																		

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>工事用車両の運行に伴う大気質による環境影響の程度は小さいと予測されるため、工事用車両の運行ルート分散化、工事用車両の空ぶかし、高負荷運転の回避、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯分散化による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>工事用車両の運行に伴う大気質の影響は、工事用車両の運行ルート分散化、工事用車両の空ぶかし、高負荷運転の回避、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯分散化による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.046～0.050ppmであり、すべての地点で環境基準を満たしているが、環境目標値については、すべての地点で目標値を上回っている。しかし、工事用車両からの寄与濃度は極めて僅かであり、本事業に起因する二酸化窒素の影響は小さいものとする。</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.084～0.087mg/m³であり、環境基準及び環境目標値をすべての地点で満たしており、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p>	なし
<p>工事用車両の運行に伴う粉じん等による環境影響の程度は小さいと予測されるため、工事用車両の運行ルート分散化、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯分散化、強風時の作業中止による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>工事用車両の運行に伴う降下ばいじん量の影響は、工事用車両の運行ルート分散化、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯分散化、強風時の作業中止による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	なし
<p>造成した裸地からの粉じんによる環境影響の程度は小さいと予測されるため、造成区域内の裸地への散水、造成区域内の法面等への種子散布、工事計画の検討による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>造成した裸地からの粉じんによる大気質の影響は、造成区域内の裸地への散水、造成区域内の法面等への種子散布、工事計画の検討による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	なし

環境要素	調査結果	予測結果												
<p>大気質</p>	<p>事業実施区域内の南陽小学校においてダイオキシン類の現地調査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="320 398 906 501"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 398 472 459">ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</th> <th data-bbox="472 398 560 459">H15年 11月</th> <th data-bbox="560 398 647 459">H16年 2月</th> <th data-bbox="647 398 735 459">H16年 5月</th> <th data-bbox="735 398 823 459">H16年 7~8月</th> <th data-bbox="823 398 906 459">年平均 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 459 472 501"></td> <td data-bbox="472 459 560 501">0.20</td> <td data-bbox="560 459 647 501">0.22</td> <td data-bbox="647 459 735 501">0.076</td> <td data-bbox="735 459 823 501">0.066</td> <td data-bbox="823 459 906 501">0.14</td> </tr> </tbody> </table>	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	H15年 11月	H16年 2月	H16年 5月	H16年 7~8月	年平均 値		0.20	0.22	0.076	0.066	0.14	<p>(6) 斎場施設の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類） 斎場施設の稼働による寄与濃度は、二酸化窒素が 0.00081ppm、浮遊粒子状物質が 0.00014mg/m³、ダイオキシン類が 0.00135pg-TEQ/m³と予測される。 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.043ppm と予測され、環境基準を満たしているが、環境目標値を上回っている。 浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.077mg/m³と予測され、環境基準及び環境目標値を満たしている。 ダイオキシン類の予測環境濃度は、0.14135pg-TEQ/m³であり、環境基準(0.6 pg-TEQ/m³以下)を満たしている。</p> <p>(7) 供用時の交通の集中（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 施設関連車両からの寄与濃度の予測値は、二酸化窒素で 0.00000～0.00002ppm、浮遊粒子状物質で 0.00000mg/m³である。 また、施設関連車両の運行時における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.046～0.049ppm で、環境基準を満たしているが、環境目標値については、すべての地点で目標値を上回っている。しかし、一般車両の寄与濃度にバックグラウンド濃度を加えて求めた日平均値の年間 98%値は 0.046～0.049ppm であり、施設関連車両を加えて求めた結果と変わらない。 浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.084～0.085mg/m³で、環境基準及び環境目標値を満たしている。</p>
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	H15年 11月	H16年 2月	H16年 5月	H16年 7~8月	年平均 値									
	0.20	0.22	0.076	0.066	0.14									

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>斎場施設の稼働に伴う大気質による環境影響の程度は小さいと予測されるため、効率の高い排ガス処理装置の設置、設備機器の点検・検査の実施と施設の性能維持、火葬設備の稼働の集中の回避による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>斎場施設の稼働に伴う大気質の影響は、効率の高い排ガス処理装置の設置、設備機器の点検・検査の実施と施設の性能維持、火葬設備の稼働の集中の回避による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.043ppm であり、環境基準を満たしているが、環境目標値を上回っている。しかし、斎場施設の稼働による寄与は僅かであり、影響は小さいものとする。</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値は 0.077 mg/m³ であり、環境基準及び環境目標値を満たしている。</p> <p>ダイオキシン類の年平均値は、0.14135 pg-TEQ/m³ であり、環境基準を満たしている。</p> <p>浮遊粒子状物質及びダイオキシン類については、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p>	<p>なし</p>
<p>施設関連車両の運行に伴う大気質による環境影響の程度は小さいと予測されるため、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及び P R による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>施設関連車両の運行に伴う大気質の影響は、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及び P R による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.046~0.049ppm であり、すべての地点で環境基準を満たしているが、環境目標値については、すべての地点で目標値を上回っている。しかし、施設関連車両からの寄与濃度は極めて僅かであり、本事業に起因する二酸化窒素の影響は小さいものとする。</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値は 0.084~0.085mg/m³ であり、環境基準及び環境目標値をすべての地点で満たしており、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p>	<p>なし</p>

環境要素	調査結果	予測結果																																																																																					
騒音	<p>・環境騒音 事業実施区域周辺の環境騒音について現地調査を実施した。 いずれの地点においても昼間の時間帯は環境基準を満足していた。</p> <p style="text-align: center;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="328 528 852 813"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>時間区分</th> <th>騒音レベル (LAeq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No. 1 きよすみ荘付近</td> <td>昼間</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td><u>46</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 2 幸楽荘付近</td> <td>昼間</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td><u>48</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 3 斎場建設予定地</td> <td>昼間</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td><u>47</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 騒音レベル枠内の下線太数字は環境基準を超えていることを示す。</p> <p>・道路交通騒音 事業実施区域及びその周辺の道路交通騒音について現地調査を実施した。 戸田荒子線B地点と東海橋線D地点では環境基準の値を上回っていた。</p> <p style="text-align: center;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="328 1122 880 1574"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>時間区分</th> <th>騒音レベル (LAeq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 名古屋環状2号線</td> <td>昼間</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 戸田荒子線</td> <td>昼間</td> <td><u>70</u></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td><u>66</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C 名古屋環状2号線</td> <td>昼間</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D 東海橋線</td> <td>昼間</td> <td><u>72</u></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td><u>66</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E 戸田荒子線</td> <td>昼間</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 騒音レベル枠内の下線太数字は環境基準を超えていることを示す。</p>	調査地点	時間区分	騒音レベル (LAeq)	No. 1 きよすみ荘付近	昼間	52	夜間	<u>46</u>	No. 2 幸楽荘付近	昼間	52	夜間	<u>48</u>	No. 3 斎場建設予定地	昼間	53	夜間	<u>47</u>	調査地点	時間区分	騒音レベル (LAeq)	A 名古屋環状2号線	昼間	60	夜間	58	B 戸田荒子線	昼間	<u>70</u>	夜間	<u>66</u>	C 名古屋環状2号線	昼間	62	夜間	58	D 東海橋線	昼間	<u>72</u>	夜間	<u>66</u>	E 戸田荒子線	昼間	57	夜間	49	<p>(1) 建設機械の稼働 建設機械の稼働に伴う騒音レベルの工事敷地境界の予測値は 82dB であり、騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定建設作業に係る騒音の基準の 85dB 以下である。</p> <p>(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事用車両の運行時における道路交通騒音レベルの予測値は、A地点、C地点西側、E地点では、66～70dB であり、環境基準の値 (70dB) を満足していた。 工事用車両の運行時において、C地点東側では 71dB、D地点では 72dB と予測されたが、一般車両のみの道路交通騒音レベルは 71～72dB と予測され、本事業による工事用車両が加わった場合においても、騒音レベルの増加は 1 dB 未満である。</p> <p style="text-align: center;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="908 1384 1417 1861"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">騒音レベル (LAeq)</th> </tr> <tr> <th>一般車両のみ</th> <th>一般車両と工事用車両</th> <th>環境基準 (昼間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A (西側)</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>A (東側)</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>C (西側)</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>C (東側)</td> <td>71</td> <td>71</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>D (北側)</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>D (南側)</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>E (北側)</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>E (南側)</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	騒音レベル (LAeq)			一般車両のみ	一般車両と工事用車両	環境基準 (昼間)	A (西側)	66	66	70	A (東側)	69	69	70	C (西側)	66	66	70	C (東側)	71	71	70	D (北側)	72	72	70	D (南側)	72	72	70	E (北側)	69	70	70	E (南側)	69	69	70
調査地点	時間区分	騒音レベル (LAeq)																																																																																					
No. 1 きよすみ荘付近	昼間	52																																																																																					
	夜間	<u>46</u>																																																																																					
No. 2 幸楽荘付近	昼間	52																																																																																					
	夜間	<u>48</u>																																																																																					
No. 3 斎場建設予定地	昼間	53																																																																																					
	夜間	<u>47</u>																																																																																					
調査地点	時間区分	騒音レベル (LAeq)																																																																																					
A 名古屋環状2号線	昼間	60																																																																																					
	夜間	58																																																																																					
B 戸田荒子線	昼間	<u>70</u>																																																																																					
	夜間	<u>66</u>																																																																																					
C 名古屋環状2号線	昼間	62																																																																																					
	夜間	58																																																																																					
D 東海橋線	昼間	<u>72</u>																																																																																					
	夜間	<u>66</u>																																																																																					
E 戸田荒子線	昼間	57																																																																																					
	夜間	49																																																																																					
予測地点	騒音レベル (LAeq)																																																																																						
	一般車両のみ	一般車両と工事用車両	環境基準 (昼間)																																																																																				
A (西側)	66	66	70																																																																																				
A (東側)	69	69	70																																																																																				
C (西側)	66	66	70																																																																																				
C (東側)	71	71	70																																																																																				
D (北側)	72	72	70																																																																																				
D (南側)	72	72	70																																																																																				
E (北側)	69	70	70																																																																																				
E (南側)	69	69	70																																																																																				

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>建設機械の稼働に伴う騒音による環境影響の程度は小さいと予測されるため、低騒音型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じるものとする。</p> <p>市営西茶屋荘等の住宅等に近接している箇所では、防音シート等の設置を必要に応じて検討する。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、低騒音型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>市営西茶屋荘等の住宅等に近接している箇所では、防音シート等の設置を必要に応じて検討することにより、建設機械の稼働に伴う騒音の影響の程度はさらに低減されるものと判断する。</p> <p>工事敷地境界の騒音レベルの最大値は82dBと予測され、騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定建設作業に係る騒音の基準の85dB以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p>	なし
<p>工事用車両の運行に伴う騒音による環境影響の程度は小さいと予測されるため、工事用車両の運行ルートの分散化、工事用車両の点検・整備、適正運転の周知、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>工事用車両の運行に伴う騒音の影響は、工事用車両の運行ルートの分散化、工事用車両の点検・整備、適正運転の周知、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>工事用車両の運行時における道路交通騒音レベルの予測値は、A地点、C地点西側、E地点では、66～70dBであり、環境基準の値及び自動車騒音の限度（75dB）以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p> <p>C地点東側、D地点では一般車両のみの道路交通騒音レベルは71～72dBと予測され、環境基準の値を1～2dB上回っているが、本事業による工事用車両が加わった場合においても、騒音レベルの増加は1dB未満であり、影響は小さいものとする。</p>	なし

環境要素	調査結果	予測結果																																					
騒音		<p>(3) 斎場施設の稼働 斎場施設の稼働に伴う騒音レベルの敷地境界での予測の最大値は 29dB であり、騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定工場等において発生する騒音の規制基準の 50dB 以下である。</p>																																					
		<p>(4) 供用時の交通の集中 施設関連車両の運行時における道路交通騒音レベルの予測値はA地点、E地点では66～70dBであり、環境基準の値(70dB)を満足していた。 施設関連車両の運行時においてD地点で72dB、F地点で68～69dBと予測されたが、一般車両のみの道路交通騒音レベルはD地点で72dB、F地点で68～69dBと予測され、施設関連車両が加わった場合においても騒音レベルの増加は1dB未満である。</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="906 1317 1417 1794"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">騒音レベル(LAeq)</th> </tr> <tr> <th>一般車両のみ</th> <th>一般車両と施設関連車両</th> <th>環境基準(昼間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A(西側)</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>A(東側)</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>D(北側)</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>D(南側)</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>E(北側)</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>E(南側)</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>F(西側)</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>F(東側)</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	騒音レベル(LAeq)			一般車両のみ	一般車両と施設関連車両	環境基準(昼間)	A(西側)	66	66	70	A(東側)	69	69	70	D(北側)	72	72	70	D(南側)	72	72	70	E(北側)	69	70	70	E(南側)	69	69	70	F(西側)	69	69	65	F(東側)	68
予測地点	騒音レベル(LAeq)																																						
	一般車両のみ	一般車両と施設関連車両	環境基準(昼間)																																				
A(西側)	66	66	70																																				
A(東側)	69	69	70																																				
D(北側)	72	72	70																																				
D(南側)	72	72	70																																				
E(北側)	69	70	70																																				
E(南側)	69	69	70																																				
F(西側)	69	69	65																																				
F(東側)	68	68	65																																				

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>本事業の実施による環境影響の程度は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>斎場施設の稼働に伴う騒音の影響は、低騒音の機器を採用すること、騒音を発生する機器については防音対策を講じること、外壁の構造や材質を考慮し吸音材を用いることに配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。</p> <p>斎場施設の稼働時における敷地境界の騒音レベルの予測の最大値は29dBであり、騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定工場等において発生する騒音の規制基準の50dB以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。また、土地区画整理事業実施区域境界においては、距離減衰による騒音レベルの低減が考えられることから、騒音による影響は極めて小さいものとする。</p>	<p>なし</p>
<p>施設関連車両の運行に伴う騒音による環境影響の程度は小さいと予測されるため、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRによる環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>施設関連車両の運行に伴う騒音の影響は、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRによる環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>施設関連車両の運行時における道路交通騒音レベルの予測値はA地点、E地点では66～70dBであり、環境基準の値及び自動車騒音の限度(75dB)以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p> <p>一般車両のみの道路交通騒音レベルはD地点で72dB、F地点で68～69dBと予測され、環境基準の値を2～4dB上回っているが、施設関連車両が加わった場合においても、騒音レベルの増加は1dB未満であり、影響は小さいものとする。</p>	<p>なし</p>

環境要素	調査結果	予測結果																																														
振動	<p>・環境振動 事業実施区域周辺の環境振動について現地調査を実施した。 いずれの地点においても人間が振動を感じる始める値（感覚閾値）の55dB以下であった。</p> <p style="text-align: center;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="328 528 876 813"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>時間区分</th> <th>振動レベル (L₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No. 1 きよすみ荘付近</td> <td>昼間</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>30未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 2 幸楽荘付近</td> <td>昼間</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 3 斎場建設予定地</td> <td>昼間</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>・道路交通振動 事業実施区域及びその周辺の道路交通振動について現地調査を実施した。 いずれの地点においても人間が振動を感じる始める値（感覚閾値）の55dB以下であった。</p> <p style="text-align: center;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="328 1070 876 1503"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>時間区分</th> <th>振動レベル (L₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 名古屋環状2号線</td> <td>昼間</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 戸田荒子線</td> <td>昼間</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C 名古屋環状2号線</td> <td>昼間</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D 東海橋線</td> <td>昼間</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E 戸田荒子線</td> <td>昼間</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	時間区分	振動レベル (L ₁₀)	No. 1 きよすみ荘付近	昼間	30	夜間	30未満	No. 2 幸楽荘付近	昼間	38	夜間	31	No. 3 斎場建設予定地	昼間	33	夜間	30	調査地点	時間区分	振動レベル (L ₁₀)	A 名古屋環状2号線	昼間	40	夜間	37	B 戸田荒子線	昼間	44	夜間	36	C 名古屋環状2号線	昼間	41	夜間	38	D 東海橋線	昼間	49	夜間	42	E 戸田荒子線	昼間	42	夜間	33	<p>(1) 建設機械の稼働 建設機械の稼働に伴う振動レベルの工事敷地境界の予測値は66dBであり、振動規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定建設作業に係る振動の基準の75dB以下である。</p> <p>(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事用車両の運行時の振動レベルの予測値は52～57dBであり、道路交通振動の限度である65dB及び70dB以下である。 また、本事業による工事用車両が加わった場合においても、振動レベルの増加は1dB未満である。</p> <p>(3) 斎場施設の稼働 斎場施設の稼働に伴う振動レベルの敷地境界での予測の最大値は50dBであり、振動規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定工場等において発生する振動の規制基準の65dB以下である。</p>
調査地点	時間区分	振動レベル (L ₁₀)																																														
No. 1 きよすみ荘付近	昼間	30																																														
	夜間	30未満																																														
No. 2 幸楽荘付近	昼間	38																																														
	夜間	31																																														
No. 3 斎場建設予定地	昼間	33																																														
	夜間	30																																														
調査地点	時間区分	振動レベル (L ₁₀)																																														
A 名古屋環状2号線	昼間	40																																														
	夜間	37																																														
B 戸田荒子線	昼間	44																																														
	夜間	36																																														
C 名古屋環状2号線	昼間	41																																														
	夜間	38																																														
D 東海橋線	昼間	49																																														
	夜間	42																																														
E 戸田荒子線	昼間	42																																														
	夜間	33																																														

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>建設機械の稼働に伴う振動による環境影響の程度は小さいと予測されるため、低振動型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う振動の影響は、低振動型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>工事敷地境界の振動レベルの最大値は66dBと予測され、振動規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定建設作業に係る振動の基準の75dB以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p>	なし
<p>本事業の実施による環境影響の程度は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>工事用車両の運行に伴う振動の影響は、工事用車両の運行ルート分散化、工事用車両の点検・整備、適正運転の周知、工事用車両の乗り入れ時期・時間帯の分散化に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。</p> <p>工事用車両の運行時における道路交通振動レベルの予測値は52～57dBであり、道路交通振動の限度である65dB及び70dB以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p>	なし
<p>斎場施設の稼働に伴う振動による環境影響の程度は小さいと予測されるため、低振動型の機器の採用、振動を発生する機器への防振対策、設備機器の点検・検査の実施と施設の性能維持による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>斎場施設の稼働に伴う振動の影響は、低振動型の機器の採用、振動を発生する機器への防振対策、設備機器の点検・検査の実施と施設の性能維持による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>斎場施設の稼働時における敷地境界の振動レベルの予測の最大値は50dBであり、振動規制法及び名古屋市環境保全条例に定める特定工場等において発生する振動の規制基準の65dB以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。また、土地区画整理事業実施区域境界においては、距離減衰による振動レベルの低減が考えられることから、振動による影響は極めて小さいものとする。</p>	なし

環境要素	調査結果	予測結果
振動		<p>(4) 供用時の交通の集中</p> <p>施設関連車両の運行時の振動レベルの予測値は、52～55dB（人間が振動を感じ始める感覚閾値の 55dB 以下）であり、道路交通振動の限度である 65dB 及び 70dB 以下である。また、施設関連車両が加わった場合においても、振動レベルの増加は 1 dB 未満である。</p>
悪臭	<p>斎場建設予定地における特定悪臭物質の濃度は規制基準以下であり、臭気指数は 10 未満であった。</p> <p>また、類似施設である名古屋市八事斎場における特定悪臭物質の濃度は規制基準以下であり、臭気指数は煙道で 22、敷地境界で 10 未満であった。</p>	<p>臭気指数については、類似施設における調査結果では排出ガス中の臭気指数 22 が敷地境界では 10 未満に低減しており、新斎場の敷地境界においても同様に臭気指数の予測値は 10 未満に低減し、名古屋市悪臭対策指導指針（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）に定める第 1 種区域における指導基準値（臭気指数 10）以下と予測される。</p>

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>本事業の実施による環境影響の程度は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>施設関連車両の運行に伴う振動の影響は、予約時の時間調整による施設関連車両の集中の回避、マイクロバスの利用、自家用車やタクシーの相乗りの呼びかけによる施設関連車両台数の低減、適正運転の周知及びPRに配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。</p> <p>施設関連車両の運行時における振動レベルの予測値は52～55dBであり、道路交通振動の限度である65dB及び70dB以下であることから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。</p>	<p>なし</p>
<p>本事業の実施による環境影響の程度は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>斎場施設の稼働に伴う悪臭の影響は、斎場施設の計画・設計において、主燃焼炉では800℃以上の高温で燃焼し更に再燃焼炉では800℃以上で臭気成分を分解する、定期的に機器点検及び機能検査を実施する等の無臭化に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。</p> <p>斎場施設の稼働時における敷地境界の臭気指数の予測値は10未満であり、名古屋市悪臭対策指導指針に定める第1種区域における指導基準値（工場等の敷地の境界線における臭気指数）10を満足することから、基準又は目標との整合は図られるものと判断する。また、土地区画整理事業実施区域境界においては、拡散による悪臭の濃度の低下が考えられることから、悪臭による影響は極めて小さいものとする。</p>	<p>なし</p>

環境要素	調査結果	予測結果
水質	<p>浮遊物質量は、降雨時には5～43mg/L、晴天時には10～75mg/Lであった。</p>	<p>事業実施区域から排水される浮遊物質量の予測値は40～71mg/Lであり、名古屋市が定める建設工事に伴う排水の浮遊物質量の目安である200mg/L以下である。</p>
地盤	<p>事業実施区域及びその周辺の地盤沈下の状況は、現在、沈静化しており、新茶屋における過去5年間の累積沈下量は、0.02cmである。</p> <p>事業実施区域周辺の地盤の状況は、上位に沖積層が分布し、下位に洪積層（熱田層）が分布する。沖積層の層厚は10～40mであり、下部粘土層、上部砂層、最上部粘土層に区分される。沖積層におけるN値の平均値は、粘土・シルト層で3、砂層で11であり、特に、粘性土層は、N値0の範囲もある極めて軟弱な地盤である。</p>	<p>北側敷地境界の圧密沈下量は、0～0.11cmと予測される。また、南側敷地境界の圧密沈下量は、1.65～4.82cmと予測される。</p> <p>なお、実際の沈下量は、標準圧密試験に基づいて予測する圧密沈下量に比べて小さく現れる。</p> <p>最大の沈下量が予測される南側敷地境界では、53日間で90%の圧密が終了することが予測される。</p>

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>工事の実施による雨水の排水による環境影響の程度は小さいと予測されるため、仮設の沈砂池の適切な配置、造成工事を順次行い裸地面積を小さくする工事計画の検討による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>工事の実施による雨水の排水の影響は、仮設の沈砂池の適切な配置、造成工事を順次行い裸地面積を小さくする工事計画の検討による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p> <p>工事の実施に伴い事業実施区域から排水される浮遊物質量は40～71mg/Lと予測され、名古屋市が定める建設工事に伴う排水の浮遊物質量の目安である200mg/L以下であることから、目安との整合は図られるものと判断する。</p>	<p>なし</p>
<p>土地の改変に伴う地盤への影響の程度は小さいと予測されるため、造成工事中及び造成工事終了後の周辺地盤の変動を測定し、周辺構造物等に変状がみられた場合は必要に応じて復旧することによる環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>土地の改変に伴う地盤への影響は、造成工事中及び造成工事終了後の周辺地盤の変動を測定し、周辺構造物等に変状がみられた場合は必要に応じて復旧することによる環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>

環境要素	調査結果	予測結果																		
動物	<p>・確認種 現地調査の結果は以下に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="331 365 879 685"> <tr><td>哺乳類</td><td>3目4科5種</td></tr> <tr><td>鳥類</td><td>12目27科65種</td></tr> <tr><td>爬虫類</td><td>2目4科7種</td></tr> <tr><td>両生類</td><td>1目2科5種</td></tr> <tr><td>魚類</td><td>3目4科7種</td></tr> <tr><td>底生動物</td><td>11目18科27種</td></tr> <tr><td>昆虫類</td><td>12目137科451種</td></tr> <tr><td>クモ類</td><td>1目18科76種</td></tr> <tr><td>陸産貝類</td><td>1目3科6種</td></tr> </table> <p>・重要な種 重要な種は以下に示す24種である。</p> <p>哺乳類：ホトイタチ</p> <p>鳥類：チュウシギ、マガン、オオカ、チュウビ、タマシギ、カウチドリ、エリマキシギ、タカシギ、オオシギ、コアジサシ</p> <p>爬虫類：クサガメ、イシガメ、シマヘビ</p> <p>両生類：トノサマガエル、ダルマガエル</p> <p>魚類：カワバタモロコ</p> <p>底生動物：ドブガイ</p> <p>昆虫類：アリツクオロギ、ニニヤミ、コオムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ</p> <p>クモ類：ワスレナグモ</p>	哺乳類	3目4科5種	鳥類	12目27科65種	爬虫類	2目4科7種	両生類	1目2科5種	魚類	3目4科7種	底生動物	11目18科27種	昆虫類	12目137科451種	クモ類	1目18科76種	陸産貝類	1目3科6種	<p>(1) 雨水の排水 水域に生息する重要な種としては、クサガメ、イシガメ、カワバタモロコ、ドブガイが対象となった。 クサガメ、イシガメは比較的水質の悪い水域にも生息していることから、工事の実施に伴う雨水の排水による本種への影響は極めて小さいと予測される。 カワバタモロコの確認地点は事業実施区域から500m以上離れており、生息地点では植生帯も豊富であることから、工事の実施に伴う雨水の排水による本種への影響は極めて小さいと予測される。 ドブガイは一時的な濁水中でも生息できることから、工事の実施に伴う雨水の排水による本種への影響は極めて小さいと予測される。</p> <p>(2) 敷地の存在（土地の改変） コアジサシについては、事業実施区域外を流れる戸田川を主要な採餌・生息の場として利用しており、事業実施区域内における小水路の利用頻度は低いと考えられ、対象事業の実施による生息への影響は小さいと予測される。 カワバタモロコ、ドブガイについては、生息地の改変はないことから、生息への影響はないものと予測される。 その他の重要な種については、事業の実施により生息、採餌、休息、繁殖環境等の一部が消失することになるが、事業実施区域周辺には主要な生息地である農地環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。</p>
哺乳類	3目4科5種																			
鳥類	12目27科65種																			
爬虫類	2目4科7種																			
両生類	1目2科5種																			
魚類	3目4科7種																			
底生動物	11目18科27種																			
昆虫類	12目137科451種																			
クモ類	1目18科76種																			
陸産貝類	1目3科6種																			

環境保全措置	評価結果	事後調査						
<p>工事の実施に伴う雨水の排水による重要な種の生息への影響は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>重要な種（クサガメ、イシガメ、カワバタモロコ、ドブガイ）については、仮設の沈砂池を適切に配置する、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくすること等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>						
<p>重要な種については、以下に示す環境保全措置を講じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 994 730 1592"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 994 459 1025">対象種</th> <th data-bbox="459 994 730 1025">環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1025 459 1290">クサガメ、イシガメ シマヘビ トノサマガエル、ダルマガエル アリツカコオロギ、ニニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ ワスレナグモ の 11 種</td> <td data-bbox="459 1025 730 1290">事業実施区域内の公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出（草地、湿地、樹林地等の混在した多様な環境の確保）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1290 459 1592">ホントイタチ オオタカ、チュウヒ、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ、コアジサシ クサガメ、イシガメ シマヘビ トノサマガエル、ダルマガエル の 16 種</td> <td data-bbox="459 1290 730 1592">事業実施区域外における生息地の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）</td> </tr> </tbody> </table>	対象種	環境保全措置	クサガメ、イシガメ シマヘビ トノサマガエル、ダルマガエル アリツカコオロギ、ニニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ ワスレナグモ の 11 種	事業実施区域内の公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出（草地、湿地、樹林地等の混在した多様な環境の確保）	ホントイタチ オオタカ、チュウヒ、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ、コアジサシ クサガメ、イシガメ シマヘビ トノサマガエル、ダルマガエル の 16 種	事業実施区域外における生息地の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）	<p>重要な種（ホンドイタチ、オオタカ、チュウヒ、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ、コアジサシ、クサガメ、イシガメ、シマヘビ、トノサマガエル、ダルマガエル、アリツカコオロギ、ニニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ、ワスレナグモ）への影響は、事業実施区域内において公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出及び事業実施区域外における生息地の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>
対象種	環境保全措置							
クサガメ、イシガメ シマヘビ トノサマガエル、ダルマガエル アリツカコオロギ、ニニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ ワスレナグモ の 11 種	事業実施区域内の公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出（草地、湿地、樹林地等の混在した多様な環境の確保）							
ホントイタチ オオタカ、チュウヒ、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ、コアジサシ クサガメ、イシガメ シマヘビ トノサマガエル、ダルマガエル の 16 種	事業実施区域外における生息地の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）							

環境要素	調査結果	予測結果									
植物	<p>・確認種 現地調査の結果は以下に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="331 367 879 577"> <tr> <td data-bbox="331 367 475 412">植物相</td> <td data-bbox="475 367 639 412">シダ植物</td> <td data-bbox="639 367 879 412">6科7種</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 412 639 456">種子植物</td> <td data-bbox="639 412 879 456">78科365種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 456 475 577">植物群落</td> <td colspan="2" data-bbox="475 456 879 577">水田雑草群落、畑地雑草群落、路傍・空地草本群落、低層湿原植生、植栽樹群、ケヤキークロガネモチ林等</td> </tr> </table> <p>・重要な種 重要な種は以下に示す4種である。 コギシギシ コイヌガラシ クサレダマ カワヂシャ</p>	植物相	シダ植物	6科7種		種子植物	78科365種	植物群落	水田雑草群落、畑地雑草群落、路傍・空地草本群落、低層湿原植生、植栽樹群、ケヤキークロガネモチ林等		<p>(1) 雨水の排水 アオウキクサ、ウキクサ、コカナダモ、ホソバミズヒキモ、エビモ、ヨシ、オモダカの7種の生育が確認された。このうち、雨水排水の排水先である事業実施区域の南部地域において生育が確認された種は、ヨシ、アオウキクサ、ウキクサの3種であった。これらの種は、多様な水域に極めて普通に生育し、汚濁に対する耐性も大きい種であることから、工事の実施に伴う雨水の排水による対象種への影響は極めて小さいと予測される。</p> <p>(2) 敷地の存在（土地の改変） コイヌガラシ、カワヂシャについては、対象事業の実施により生育地の一部が消失することになるが、事業実施区域外において生育地が豊富に存在することから、地域全体としての種の存続に対する影響は小さいと予測される。 コギシギシの主要な生育地は事業実施区域内にあり、周辺部には区域内と同等な規模の生育地が存在しない。したがって、対象事業の実施により主要な生育地が消失することになり、地域個体群の存続に影響を及ぼすことが予測される。 クサレダマの生育地は造成計画地外に位置するため、改変による直接的影響は受けない。しかし、造成計画地域に隣接しているため、工事施工ヤードの設置による生育地の攪乱の影響や工事区域から飛散する粉じん等による影響が予測される。</p>
植物相	シダ植物	6科7種									
	種子植物	78科365種									
植物群落	水田雑草群落、畑地雑草群落、路傍・空地草本群落、低層湿原植生、植栽樹群、ケヤキークロガネモチ林等										

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>工事の実施に伴う雨水の排水による重要な種の生育への影響は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>事業実施区域周辺の主要な種（ヨシ、アオウキクサ、ウキクサ）については、仮設の沈砂池を適切に配置する、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくすること等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>
<p>重要な種については、以下に示す環境保全措置を講じるものとする。</p> <p><コギシギシ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域外に残存するコギシギシから種子を採取して、生育地周辺の同様な水田環境に播種する。 ・事業実施区域内のコギシギシから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種する。 <p><クサレダマ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育地の損傷を防ぐため、資材置場の位置、工事資機材の運搬経路に十分配慮し、生育地への立ち入りを行わないようにする。 ・事業実施区域から生育地への粉じん飛散の防止策を講じる。 <p><コイヌガラシ、カワヂシャ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域内のコイヌガラシとカワヂシャから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種する。 	<p>重要な種（コギシギシ、クサレダマ、コイヌガラシ、カワヂシャ）への影響は、コギシギシについては事業実施区域外における生育地の拡大及び事業実施区域内における生育地の創出、クサレダマについては生育地への影響の最小化、コイヌガラシとカワヂシャについては事業実施区域内における生育地の創出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>コギシギシについては、以下の事後調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査項目 生育状況、生育環境の状況 ・調査方法 現地調査による個体の確認 ・調査時期 春季 ・調査期間 3年を目処とするが、安定した種の定着が確認されるまでの時期

環境要素	調査結果	予測結果
生態系	<p>・動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域の環境類型は、水田環境が大部分を占め、広面積な水田環境の中に小規模な河川環境、畑地・草地環境及び市街地・住宅地環境がモザイク状に混在している。</p> <p>・注目種等の確認状況 ＜上位性注目種等：サギ類、シギ・チドリ類＞ 確認されたサギ類及びシギ・チドリ類は生態特性及び地域特性により、以下の3グループに区分された。</p> <p>①生息数が多く利用頻度が高いグループ アマサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アオサギ、コチドリ、ケリ、タゲリ</p> <p>②生息数が少なく利用頻度が低いグループ ゴイサギ、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、アオアシシギ、クサシギ、タカブシギ、キアシシギ、イソシギ、タシギ、チュウジシギ、オオジシギ</p> <p>③繁殖地として利用しているグループ ケリ、コチドリ</p> <p>＜典型性注目種等：ダルマガエル＞ 調査地域の水田環境の広い範囲を多数の個体が生息地として利用されていたが、特に事業実施区域外の南側水田地域における生息密度が高く良好な生息環境となっていた。</p> <p>なお、メダカは現地調査により確認されなかったため、注目種として選定しなかった。</p>	<p>(1)敷地の存在（土地の改変） ＜上位性注目種等：サギ類、シギ・チドリ類＞ ①生息数が多く利用頻度が高いグループ及び②生息数が少なく利用頻度が低いグループ</p> <p>調査地域の水田環境の広い範囲を採餌・休息の場として利用している。事業の実施により採餌・休息環境の一部が消失することになるが、事業実施区域周辺には主要な生息地である水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。</p> <p>③繁殖地として利用しているグループ ・ケリ 事業の実施により繁殖環境の一部が消失することになるが、事業実施区域周辺には主要な繁殖地となる水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。</p> <p>・コチドリ 造成地という人為的環境を積極的に利用する種であること、また、事業実施区域周辺には主要な繁殖地となる水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。</p> <p>【藤前干潟との関連性】 調査地域におけるサギ類及びシギ・チドリ類の出現状況は、藤前干潟の出現種と異なり、水田等の淡水環境を主な生息地とする種が主体であること、また、藤前干潟を利用するシギ・チドリ類は、干潟に近い場所を主な休息地として利用しており、調査地域の位置する北方向の移動は少ないことから、藤前干潟を利用する鳥類との関連性は低いと考えられ、藤前干潟を利用する鳥類に対する対象事業の実施による影響は小さいと予測される。</p> <p>＜典型性注目種等：ダルマガエル＞ 事業の実施により事業実施区域内の生息環境が消失することになるが、本種は事業実施区域外の南側の水田において特に生息数が多く良好な生息地となっていること、また、事業実施区域周辺には主要な生息地である水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。</p>

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>上位性注目種等、典型性注目種等については、以下に示す環境保全措置を講じるものとする。</p> <p><上位性注目種等（サギ類及びシギ・チドリ類）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 餌動物の生息数を増加させるため、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、灌水がされるよう働きかける。 <p><典型性注目種等（ダルマガエル）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生息適地を増加させるために、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、灌水がされるよう働きかける。 	<p>上位性注目種等（サギ類及びシギ・チドリ類）及び典型性注目種等（ダルマガエル）への影響は、上位性注目種等については事業実施区域外における採餌・休息環境の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）、典型性注目種等については事業実施区域外における生息環境の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>

環境要素	調査結果	予測結果
<p>景観</p>	<p>市営西茶屋荘から南方向、戸田川右岸から東方向、事業実施区域の南側から北方向、新川右岸堤防から西方向の眺望景観は、近景もしくは中景に水田、休耕田等を望むことができる。</p>	<p>市営西茶屋荘からの眺望は、一時的には盛土された地表面が視界の大部分を占めることになるが、住宅等の建設に伴い都市的な景観となるものと考えられる。</p> <p>戸田川右岸、新川右岸堤防、事業実施区域の南側からの眺望の変化は明確に視認できないことから、造成工事完了後においては著しい視覚の変化がみられず、造成工事による環境影響は少ないものと予測される。</p>
<p>人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場としては、史跡散策路が抽出された。</p> <p>なお、事業実施区域及びその周辺には、自然探勝路、ハイキングコース、海水浴場、スターウォッチング等の人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。</p>	<p>敷地の存在（土地の改変）及び構造物の存在が史跡散策路に及ぼす影響は、小さいものと予測される。</p>
<p>廃棄物等</p>	<p>—</p>	<p>建設発生土は 76,000m³、コンクリートがらの発生量は 5,800m³、アスファルトがらの発生量は 7,900m³ と予測される。</p> <p>建設発生土は事業実施区域内で盛土として再利用され、コンクリートがら、アスファルトがらについては再資源化施設への搬出により有効利用を図ることから、事業の実施に伴う環境負荷は小さいと予測される。</p>

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>景観については、公園、幹線道路、その他の公共空地内における緑化、周囲と調和のとれた緑に囲まれた公共施設の創出による環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>本事業の実施による景観への影響は、公園、幹線道路、その他の公共空地内における緑化、周囲と調和のとれた緑に囲まれた公共施設の創出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>
<p>人と自然との触れ合いの活動の場については、事業実施区域内の史跡散策路内の寺社の保全、史跡散策路のデザインを周囲の景観と調和させることによる環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>本事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、事業実施区域内の史跡散策路内の寺社の保全、史跡散策路のデザインを周囲の景観と調和させることによる環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り回避・低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>
<p>建設工事に伴う副産物の環境負荷については、建設発生土については事業実施区域内での再利用、コンクリートがら等については再資源化施設への搬出による環境保全措置を講じるものとする。 コンクリートがら等は、事業実施区域内の道路の路盤材として再利用を検討する。</p>	<p>本事業の実施による環境負荷は、建設発生土については事業実施区域内での再利用、コンクリートがら等については再資源化施設への搬出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。 コンクリートがら等は、事業実施区域内の道路の路盤材として再利用を検討することにより、本事業の実施による環境負荷はさらに低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>